その他告示

○総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第二号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第三条第三項の規定に基づき、地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（令和二年総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第二号）の一部を次の表のように改正し、同条第五項の規定に基づき公表する。

令和八年十一月十三日

総務大臣　藤井比早之
財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　武部　新
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　井林　辰憲

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一　地域経済牽引事業の促進に関する事項	第一　地域経済牽引事業の促進に関する事項
イ　（略）	イ　（略）
ロ　促進区域及び重点促進区域の設定に関する基本的な事項	ロ　促進区域及び重点促進区域の設定に関する基本的な事項
(1)　（略）	(1)　（略）
(2)　重点促進区域の設定	(2)　重点促進区域の設定
①　重点促進区域の設定方法	①　重点促進区域の設定方法
促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（以下「重点促進区域」という。）を定める場合にあっては、地域の特性が顕著に存在する地域及びその周辺地域（工業団地、観光地、商業エリア、交通インフラ又は主要な大学若しくは研究機関が存在する地域等）を、その設定理由を明確にした上で、字単位で定めるものとする。ただし、字が住所に含まれていない場合には、図面等で定めることができる。また、地域経済牽引事業用地整備の実施を想定する重点促進区域を定める場合には、地番単位で定めるものとする。重点促進区域の設定に当たっては、「二　地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、地域経済牽引事業に係る情報処理の促進のための環境の整備その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する基本的な事項」及び「ヘ　環境の保全、土地利用の調整その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」に留意するものとする。	促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（以下「重点促進区域」という。）を定める場合にあっては、地域の特性が顕著に存在する地域及びその周辺地域（工業団地、観光地、商業エリア、交通インフラ又は主要な大学若しくは研究機関が存在する地域等）を、その設定理由を明確にした上で、字単位で定めるものとする。ただし、字が住所に含まれていない場合には、図面等で定めることができる。重点促進区域の設定に当たっては、「ヘ　環境の保全、土地利用の調整その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」に留意するものとする。
②　工場立地特例対象区域の設定	②　工場立地特例対象区域の設定
重点促進区域において、市町村が工場立地特例対象区域を設定しようとする場合は、地番等を用いて定めるものとする。また、工場立地特例対象区域内において、地域経済牽引事業用工場等の新増設の促進に当たって、特に周辺の地域の生活環境の保持を図るべき区域を設定しようとする場合は、地番等を用いて定めるものとする。	重点促進区域において、市町村が工場立地特例対象区域を設定しようとする場合は、地番等を用いて定めるものとする。